

令和 8 年 2 月 10 日

保護者の皆様

東広島市立高美が丘中学校
PTA 会長 赤木 勇紀
校長 中山 勝志

臨時 PTA 総会（書面開催）決議報告について

向春の候、保護者の皆様におかれましては益々御健勝のこととお慶び申しあげます。平素より PTA 活動につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、臨時 PTA 総会（書面開催）において、多くの PTA 会員の皆様に PTA 規約改定議案の採決に御参加をいただきました。

採決の結果は、次のとおりです。ご確認ください。

【回答数】 170 (オンラインによる回答 164 紙による回答 6)
※総務委員を除く会員数 190

【回答の内容】 承認する 169 承認しない 1



「承認する」の回答が 3 分の 2 を越えていますので、改定案は承認されました。

(附則第 17 条：この規約改正は総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成によって定める。) については、先日お渡ししている「東広島市立高美が丘中学校 PTA 規約【改定案】」の「案」の文字を消しておいてください。

なお、保護者の皆様からは、次のような御意見をいただきました。

- 改定は変化の中で PTA 活動維持のために必要なことと思いました。
- スリム化に賛成です。予算の有効活用についても考えて下さり、ありがとうございます。
- 役員選出に関する内規の中で、「前年度の役員が次年度の役員を選出する」とありますが、実際どのような基準で選出されているのか、気になりました。
- 取りまとめ等の問題があるかとは思いますが、同じ保護者同士なので、できることがあれば協力したい保護者は沢山いると思いますので、役員かどうか関係なく活動に関して気軽に声をかけていただけたら嬉しいです。

※ 細則 2 「PTA 役員選出に関する内規」第 1 条 「役員の選出は、前年度の役員によって選出する」とは、例年 3 月に開催されている区域会において地域理事が主となって次年度の地域理事を選出することを指しています。

なお、総務委員会では、専門部長との兼務によって、執行部（副会長）の負担が増えることへの懸念が上がりしました。執行部をはじめ PTA 役員の役割を精選整理し、できることをできる範囲で行う PTA 組織づくりを行って参ります。

また、改めて 3 月 3 日(火)に予定しております区域会の御案内とともに、各役員の活動内容を明確化して役員の立候補を募って参ります。今後とも、子どもたちのためのよりよい PTA 組織となりますよう、御協力よろしくお願ひいたします。